金	費								
委	託	管	理	費					
光	熱	水	料						
料	服	繕	濯	費					
修	繕	費							
洗	濯	料							
賃	借	料							
保	険	料							
調	査	研	究	費					
普	及	啓	発	費					
広	告	宣	伝	費					
諸	謝	金							
食	糧	費							
負	担	金							
税									
費									
交	際	費							
選	挙	費							
連	合	会	分	担	金				
事	務	費	負	担	金				
払	込								
信	託	等	売	買	手	数	料		
雑									
減	価	償	却	費					
（	引	当	金	繰	入	）			
災	害	補	て	ん	引	当	金	繰	入
特	別	修	繕	引	当	金	繰	入	
（	事	業	外	費	用	）			
支	払	利	息						
開	発	費	償	却					
有	価	証	券	売	却	損			
有	価	証	券	評	価	損			

貸	付	金	利	息					
預	金	利	息						
有	価	証	券	利	息				
配	当	金							
信	託	収	益						
有	価	証	券	売	却	益			
有	価	証	券	評	価	益			
償	還	差	益						
承	継	差	益						
雑									
短	期	経	理	よ	り	繰	入		
長	期	経	理	よ	り	繰	入		
組	合	事	務	費	繰	入	金		
利	益	金	繰	入	金				
前	期	損	益	修	正	益			
固	定	資	産	売	却	益			
固	定	資	産	評	価	益			
当	期	損	失	金					

電	気	ガ	ス	水	道	料			
料	料								
地	方	公	務	員	共	済	組	合	連
合	会	分	担	金					
市	町	村	連	合	会	分	担	金	

償	還	差	損						
承	継	差	損						
雑									
特	別	損	失						
前	期	損	益	修	正	損			
固	定	資	産	売	却	損			
固	定	資	産	除	却	損			
固	定	資	産	評	価	損			
当	期	利	益	金					

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、附則第四条の規定及び別紙第一号表の改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

（退職等年金給付事業の準備行為）

第二条　地方公務員等共済組合法第三条第一項各号列記以外の部分に規定する組合（以下「組合」という。）は、平成二十七年九月三十日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

（経理単位の特例）

第三条　組合は、前条に規定する準備行為を行う場合には、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設けるものとする。

2　組合の退職等年金給付準備業務経理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表による。

第四条　組合の退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、第六条の改正規定の施行の日において組合の退職等年金給付業務経理が承継する。

（様式の特例）

第五条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別紙様式第二十三号による特別療養証明書は、この省令による改正後の別紙様式第二十三号の様式によるものとみなす。

附則別表

退職等年金給付準備業務経理
資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
流動資産	現金		流動負債	短期借入金	
	小口現金			未払消費税等	
	当座預金			未払費用	
	普通預金				何々経理より借入金
	通知預金				
	定期預金				
	金銭信託				未払賃金